

## 平成26年第4回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成26年9月26日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第40号 本巢市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第4 議案第41号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第42号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第6 議案第43号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第7 議案第44号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第8 議案第45号 本巢市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第4号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第19 報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第20 議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第21 発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 日程第22 発議第6号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について
- 日程第23 常任委員会委員の選任について
- 日程第24 議会運営委員会委員の選任について

---

### 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第40号 本巢市職員の配偶者同行休業に関する条例について

- 第4 議案第41号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第42号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第6 議案第43号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 第7 議案第44号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 第8 議案第45号 本巣市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第46号 平成26年度本巣市一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第47号 平成26年度本巣市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第48号 平成26年度本巣市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 認定第1号 平成25年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 第13 認定第2号 平成25年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第3号 平成25年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第15 認定第4号 平成25年度本巣市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 第16 認定第5号 平成25年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第17 認定第6号 平成25年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 第18 認定第7号 平成25年度本巣市水道事業会計決算について
- 第19 報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 第20 議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第21 発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 第22 発議第6号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について
- 追加日程第1 議会議長辞職の許可について
- 追加日程第2 議会議長の選挙について
- 追加日程第3 議会副議長辞職の許可について
- 追加日程第4 議会副議長の選挙について
- 第23 常任委員会委員の選任について
- 第24 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議案第50号 本巣市監査委員の選任について

---

**出席議員（17名）**

1番 堀部好秀

2番 江崎達己

3番 鏑本規之

4番 黒田芳弘

5番 船 渡 洋 子  
7番 高 田 文 一  
9番 安 藤 重 夫  
11番 中 村 重 光  
13番 若 原 敏 郎  
15番 後 藤 壽 太 郎  
18番 鵜 飼 静 雄

6番 臼 井 悦 子  
8番 高 橋 勝 美  
10番 道 下 和 茂  
12番 村 瀬 明 義  
14番 瀬 川 治 男  
17番 大 西 德 三 郎

---

欠席議員（1名）

16番 上 谷 政 明

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	石 川 博 紀
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	神 谷 義 幸
企 画 部 長	大 野 一 彦	市 民 環 境 部 長	片 岡 俊 明
健 康 福 祉 部 長	林 正 男	産 業 建 設 部 長	大 熊 秀 敏
林 政 部 参 事 兼 部 長 心 得 兼 根 尾 総 合 支 所 長 心 得	小 野 島 広 人	上 下 水 道 部 長	杉 山 敏 郎
教 育 委 員 会 事 務 局 長	岡 崎 誠	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 瀬 敏 勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	安 藤 正 和	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	山 本 憲		

---

## 開議の宣告

### ○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 白井悦子君と7番 高田文一君を指名いたします。

---

## 日程第2 諸般の報告

### ○議長（若原敏郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

### ○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

皆さん、おはようございます。

総務企画委員会から諸般の報告をさせていただきます。

9月18日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長ほか関係職員に出席を求め、付託案件1件、協議案件2件の審査と協議を行いました。

初めに、総務部関係の協議案件である議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について協議を行いました。総務部長より、補正内容について補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からの質疑はありませんでした。

次に、協議案件、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算についての協議を行いました。総務部長から詳細説明を受けた後、質疑を行い、委員からは市営バスの利用人数と事業費の関係について、防犯灯設置箇所数が増加した理由と、LED化についてなどの質疑がありました。

続いて、企画部関係の議案に移り、付託案件である議案第40号 本巢市職員の配偶者同行休業に関する条例についての審査を行いました。その後、協議案件である議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について、企画部長から補正内容について補足説明を受けた後、協議を行いました。委員からは、FC岐阜のホームタウンデーについて質疑がありました。

続いて、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議を行いました。企画部長より決算内容について補足説明を受けた後、質疑を行い、委員からは合併10周年の記念事業の舞台音響照明の委託料について、市民から募集した合併10周年記念事業キャッチフレーズの活用について、イベントコーディネート事業の効果及び成果について、地域活性化拠点整備基本構想の今後の方向性について、ふるさと納税の記念品について、田舎暮らしの体験事業について、旧長嶺小学校活用の進捗状況について、移住定住促進補助金の交付状況について、駅舎を利用した地域おこし協力隊事業についてなどの質疑がありました。

以上で、総務企画委員会からの報告といたします。

#### ○議長（若原敏郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

#### ○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、文教福祉委員会より報告を申し上げます。

9月19日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、白木教育長、各所管部局長ほか関係職員の出席を求め、付託案件7件の審査と、協議案件2件の協議等を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件であります議案第41号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を受けた後、協議をいたしました。ストックヤード改修工事の補正予算に関連して、委員からは真正ストックヤード周辺の道路渋滞についての質疑がありました。また、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議をいたしましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、健康福祉部関係の議案の審査と協議に移り、初めに付託案件である議案第42号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第43号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第44号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第45号 本巢市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、協議案件である議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について及び認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議をいたしましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、教育委員会関係の協議案件に移り、議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について及び認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について協議をいたしましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

なお、以上の文教福祉委員会への付託案件及び協議案件のほかに、報告案件として執行部から廃棄物の現状について、病児・病後児保育に関する本市の状況について、子ども大切課主要事業進捗状況について、平成25年度本巢市教育委員会事務事業の点検・評価結果報告について、真正中学校増築工事について、瑞穂市の芝生化事業について、（仮称）根尾幼稚園の給食について、青少年海外派遣事業実施結果についての説明を受けました。

以上、文教福祉委員会からの報告とさせていただきます。

#### ○議長（若原敏郎君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

#### ○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、産業建設委員会から諸般の報告をさせていただきます。

9月22日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員5名と議長が出席し、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件6件の審査と、協議案件2件の協議を行いました。

初めに、産業建設部及び林政部関係の案件である議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について協議をいたしましたが、委員からは次のような御発言がございました。有害鳥獣駆除の件数及び広域駆除について、災害復旧工事の増額補正内容について、地籍調査の実施状況と目標についての質疑等がありました。

次に、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について、補足説明を受けた後、協議を行いました。委員からは、有害鳥獣駆除の報償金や委託料の不用額について、除雪費用の不用額について、市営住宅家賃の滞納についての質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、認定第4号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算について審査を行いました。

次に、協議案件である議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を受けた後、協議しましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

また、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について、補足説明を受けた後、協議しましたが、委員からは、糸貫地域の合併浄化槽の設置補助に関し、目標の設置率に達成するのは何年先になるのか、また補助金額を増額できないかとの質疑が、河川美化のために普及を促進す

るよう要望がありました。

以上、産業建設委員会からの報告といたします。

○議長（若原敏郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 議案第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第3、議案第40号 本巣市職員の配偶者同行休業に関する条例についてを議題といたします。

議案第40号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

総務企画委員会に付託されておりました議案第40号について、御報告いたします。

議案第40号 本巣市職員の配偶者同行休業に関する条例についての審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに企画部長より制度の趣旨及び制度の概要について補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からは、対象を外国での勤務等に限定する理由は何かとの質問に、外国のほうが国内に比べ、配偶者が頻繁に行き来することが容易でないこと、また外国の生活は、文化の違い、言語、生活の習慣が異なることにより、精神的に負担が多くなるためであるとの旨の説明がありました。また、休業中の職員の身分はどうなるのかという質問には、休業中には公務員の身分は保証されるが、給料、手当の支給はなく、災害補償の適用もない旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（若原敏郎君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第40号 本巢市職員の配偶者同行休業に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第41号から日程第8 議案第45号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

##### ○議長（若原敏郎君）

日程第4、議案第41号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8 議案第45号 本巢市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第41号から議案第45号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

##### ○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、議案第41号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

本案について、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第42号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの本会議でも質問があったが、第8条に家庭的保育事業者等の職員の一般的要件として、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないと規定をされているが、「できる限り」との文言は削除すべきではないかという意見に対し、執行部からは、この条例案は国の指導に基づく内容で作成しているが、この部分に限らず、今後も細部に及んだ国からの情報が入ってくる予定であり、3月議会での改正もあり得る旨の説明がありました。また、新たに保育事業の認可を予定している事業者はあるのかとの質問には、具体的には情報は受けていないとの説明がありました。

また、この条例に関連して、子ども・子育て支援新制度は、消費税が10%になったときの増収分で実施するとのことであるが、10%に上がらない場合、この条例は改正することになるのかとの質問に対し、市としては国から消費税が10%になることを前提に指導を受け、今回の条例案を作成している旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第43号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第44号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める



条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの現在の留守家庭教室の利用者数についての質問には、執行部より1年から3年までの児童を対象としていて、6カ所で実施をしており、定員412名に対して335名の利用があるとの回答があり、6年生まで対象児童を広げた場合に備え、根尾小学校や外山小学校も含めて要望調査を実施している旨の説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第45号 本巣市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とさせていただきます。

#### ○議長（若原敏郎君）

議案第41号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第41号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第42号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、国は保育の分野にも企業の参入を進めようということで、いろんな規制緩和を進めています。そういうような中で、関係者からいろいろ心配されるのは、質の低下を招くのではないかということが特に心配される中心課題であるというふうに思っています。今回のこの条例を見ましても、先日の質疑の中でいろいろ申し上げましたので省略いたしますけれども、明らかに保育の質の低下が見られるというふうに言わざるを得ません。

慌ててこれを国もつくったという部分があって、これからさらに改正があるのではないかという執行部の説明ではありますけれども、少なくとも今のこの条例について、そうした質の低下が明確に見られるものについて、到底賛成することはできないし、また次の議案第43号、45号についても、せんだって申し上げましたように、このままで実施されていくということについては、非常な危惧を持たざるを得ないということで、後で繰り返しませんので、今回まとめて申し上げておきますけれども、そうした状況の中で到底賛成することはできないということで、反対をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

賛成討論を申し上げます。

質の低下ということを言われましたけど、今、国全体としては、待機児童等の解消をすとか、保育は画一的に全国同じような保育が実施できるようとかいうことで、いろんなこのような市町村に対して指導がなされてきておるかなと思っております。

まだまだ完全なそのような法律、また我々としては条例でありますけど、完全ではないかもわかりませんが、その後の大きな意味の子育てということで、しっかりとして国も我々地方もやっていかなきゃならんかなと思っております。

そのようなことから、大きく含めて賛成をしていくものであります。

○議長（若原敏郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第42号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第43号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第43号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第44号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第44号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号 本巢市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第45号 本巢市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第46号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（若原敏郎君）

日程第9、議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第47号及び日程第11 議案第48号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第10、議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について及び日程第11、議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

議案第47号及び議案第48号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について御報告いたします。

補足説明の後、審査に入りましたが、委員からは、職員給与等の増額補正は職員数の増員によるものかとの質問に、職員の増員はなく、職員の異動による給与支給額の増に関連して手当や共済費も増額となったとの説明があり、また維持修繕費の増額補正についての質問には、神海及び神所浄水場テレメーター装置の修繕であるとの説明があり、委員からは断水等が発生しないよう予算措置をするよう要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案について、委員からの質問は、職員給与等の増額補正についての質問には、職員の増員に伴う増額補正であるとの説明があり、修繕料の増額補正についての質問には、根尾処理区については大雨時等の不明水対策のためのポンプの改修及びポンプつり上げ機械の故障に対応するため等の修繕であり、本巢処理区については、多重円盤スクリーンプレスの修理であるとの説明がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第12 認定第1号（質疑・討論・採決）

### ○議長（若原敏郎君）

日程第12、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

### ○18番（鵜飼静雄君）

幾つかありますので、3回という質問回数の中で分けてお伺いしますので、よろしくお願ひします。

まず健康福祉部の関係で、主に事業報告書に基づいて質問をしますので、お願いします。26ページと28ページに福祉協力員、また地域見守りネットワークということで、ともに地域の見守り活動のことが記載されています。その見守り活動の状況、あるいは実績はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

2つ目には、29ページの寝たきり老人等の介護者慰労金、これが24年度、支給を制限され、現在に至っているわけでありますけれども、制限する前、23年度と比べてどうなのか。ちょうど去年もこのことをお伺いしましたが、去年でいいますと100万円ぐらいの減額にしかなくなっていないという状況だったと思いますけれども、今年度は比べてどういう変化があるのかをまずお伺いいたします。

次、産業建設部で、1つは44ページ、49ページにそれぞれ地産地消にかかわる項目がございます。44ページには地産地消の推進委員会、また49ページには富有柿の里における料理教室について記載されています。お伺いしたいのは、この地産地消の進行状況はどうなっているのか。また、この料理教室を開講される、そのことについては非常にいいことだとは思いますが、ただ内部でやっているだけではなくて、外に向かって広げていくことが大切だというふうに思っています。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目は、52ページの観光資源企画開発委託料、こういう企画開発を委託したという場合に、じゃあその成果はどうなのかということも、できればあわせて報告書に書いていただくといいわけがありますけれども、その結果についてお伺いしたいと思います。

3つ目は、道の駅についてでありますけれども、この道の駅というのは、それぞれの旧町村時代の内容、やり方を踏襲しておりますけれども、合併10年を迎えた今、新しい方向性を見出していくことが必要ではないか。本巢市としての道の駅として明確に位置づけた上での新しい方向性が必要ではないかというふうに考えておりますけれども、その点はどのように考えてこられたのか、お伺いしたいと思います。とりあえず、以上をお願いします。

**○議長（若原敏郎君）**

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

ただいまの御質問でございますが、事業報告書の中の福祉協力員と地域見守りネットワーク事業、それと寝たきり老人の介護者慰労金の件でございますが、まず福祉協力員でございますが、本巢市の地域の見守り活動事業といたしまして、これは平成23年4月からスタートしたものでございます。誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるよう、また援助を必要としている人たちを見守り、支え合うため、各担当地域において高齢者や障害者世帯等への日常的な声かけ、そしてまた訪問等、見守り活動を行っております。

そこで、先ほどの質問の中で、昨年度の実績でございますが、根尾地域につきましては、平成25年11月30日まで福祉委員さんがお見えになって、12月以降は今現在ちょっとお見えにならないということでございますが、11月までの実績は、一応延べで33日、そして本巢地域では339日、そして糸貫地域では40日、そして真正地域では243日ということで、合計で655日の活動実績でございます。

その内容といたしましては、独居高齢者宅と要援護者宅への訪問、それとか安否確認、それと福祉サービスの相談を受けた、そしてまた高齢者の話し相手になったり、見守りをしたと。それと訪問を歓迎されない場合というのがございまして、これは電話にて安否確認をしたと。そして地域内の見守り中に学校帰りの小学生が通学路で側溝に転倒をして、救急車を呼んで病院に搬送してもらったなどという活動内容でございました。

それと、続きまして地域見守りネットワーク事業でございますが、この事業では、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりのために、高齢者の地域における見守り体制として実施をしております本巢市の地域見守り協力事業所と連携の事業、略しまして地域見守りネットワーク事業と言っておるわけでございますが、これは昨年の8月に高齢者の見守りに協力していただける新聞であったりとか、電気、ガス、また金融機関などといった18の事業所さんと協定を締結いたしました。また、ことしに入りまして6月には新たに1事業所と協定を締結しまして、現在19の事業所と協定を締結し実施をしております。協定を締結した事業所には、日常業務の中で地域の高齢者等に対してさりげない見守りを行い、何らかの異変を発見したときは市へ連絡をしていただくよう協力を依頼しております。昨年度、そして今年度の現時点におきましては、幸い協力事業者からの市への連絡はないようでございますが、今後も引き続き見守り活動を実施していきたいというふうに考えております。

それと3点目でございますが、寝たきり老人の介護者慰労金の支給事業につきましては、支給対象者のうち短期の入所の生活介護の利用者とそうでない方の間に介護負担の差が発生するということから、平成24年度に改正を行いまして、1カ月のうち16日以上短期入所の生活介護を利用した場合は慰労金の支給を制限したというところでございます。ただいまの御質問の中で、改正前の平成23年度と今直近の平成25年度の事業の実績を比較してみますと、支給対象者の数といたしましては約44名の減少、そして支給の月数としましては234月の減少、そして支給額といたしましては18万2,000円ほどの減少となっております。以上でございます。

**○議長（若原敏郎君）**

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

それでは、初めに44ページ、地産地消推進委員会に関してお答えをさせていただきます。

25年度の活動内容とその成果でございますが、25年度事業はブランド認証制度のPRと地産地消の推進を中心に行っておりまして、ブランド認証制度のPRとして、認証制度のPR看板5枚を製作し、JA販売所2カ所と道の駅3カ所に設置をいたしました。また、地産地消の店PRののぼりを製作し、ブランド認証看板と同様の5カ所へ4本ずつ配付をさせていただいております。

そのほかに、もとす織部祭りにおきまして、地産地消の店を出店し、市内産の材料によるカレーライスを提供したり、農産物重さ当てクイズなどにより地産地消のPRを行いました。

ブランド認証につきましては、現在6団体6品目が認証されておりまして、市のホームページなどに公表し、関係機関に通知を行い、認証品のPRに努めております。地産地消につきましては、



J A販売所、道の駅販売所での安心・安全な地元農産物であることが徐々に浸透しておりまして、学校給食の食材として、また地産地消料理教室などを開催しておるところでございます。

続きまして、49ページの富有柿の里の地産地消料理教室でございますが、この料理教室は地産地消推進委員会が設置されたことにより、その啓発活動の一環として所管施設での料理教室事業を行うこととして、平成23年度から開催しております。この料理教室は人気が高く、毎回申込者数は定員の2倍程度がございまして、抽せんで参加者を決めている状況でございます。開催は、年間5回行いまして、参加人数は108名、そのうち市外の方が10名でございます。このお知らせにつきましては、広報紙、あるいは道の駅等の市の施設にパンフレットを置かせていただいたり、フリーペーパーで啓発をさせていただいておるところでございます。

この料理教室の特徴でございますが、市内農産物を複数利用することにより、地元農産物に対する意識の向上を図っていただくということで、今後につきましては、地産地消の意義に沿った活動を中心に行い、料理教室を初めとして、学校給食にもより多くの食材を使用させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、52ページの観光支援企画開発委託料の事業内容、あるいは効果でございますが、N E O桜交流ランドにおきます観光資源の企画開発を行うことを目的といたしまして、温泉館ギャラリーを年間4回、薬草風呂の提供を年間14回、ふれあいコンサートを年間4回、パターゴルフ大会、そのほかにも淡墨桜ライトアップ見学ツアー、蛍鑑賞プラン、星空観察会、餅つき大会、魚つかみ、七夕灯籠、炭焼き、寄せ豆腐等の体験をする事業を行い、平成25年度は年間8万6,000人余りの利用者がありました。特に、薬草風呂につきましては好評でありまして、楽しみにしている利用者も年々増加しているようでございます。今後につきましても、うすずみ温泉を観光資源とする企画開発を進めていき、さらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、54ページの道の駅に関する事項でございますが、この4月に3財団、1株式会社が統合し、もとす振興公社としてスタートしたことを契機に、今後、織部の里につきましても出荷受け入れ区域を見直していくということで、石神地区を対象として出荷受け入れの通知をされましたが、現在までに利用がないというふうにお聞きしております。今後は、本巢地域以外の出荷者のニーズを把握した上で、出荷契約に関する内規を遵守する形で、地域の拡大を検討するようお願いしておるところでございます。

また、直売所の面積の拡大についても、出荷希望者、出荷要望を把握して、出荷受け入れの検討を行った上で、必要に応じて施設の改修等の計画もあわせて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1番目の見守り活動については、今報告がありましたように、それなりの成果が上がっていると

いうふうに言われたというふうに思いますが、これについては、もともと発足のときからそれぞれの地域による温度差というのがございまして、それが福祉協力員の数の違いにまともにあらわれているわけでありまして。その辺はさらに今後どう進めていくかということについては、自治会長等とも、いろんな状況をきちんと説明しながら、それぞれの地域で、例えば福祉協力員がいなくても同じような活動がきちんとできていればそれでいいわけですし、そのあたりをさらに状況を把握しながら連携をとってやってほしいというふうに思っています。

2つ目の寝たきり老人の介護慰労金につきましては、昨年ショートを利用した場合はもうゼロですよというふうにしたことによってどう違いが出たかということについては100万円ぐらい、今回は、25年度は23年度と比べると180万円の違いだと。当時、仮にそうして介護負担の均衡を図るためという理由でこれをやられたわけでありましてけれども、それをどうしてもやるのであれば、一遍に15日までと16日以上で100かゼロかということではなくて、段階的なやっぱり考え方を持つべきではないかということをお願いしました。極端に言えば均衡を図るということであれば、ショートを利用した場合は1日使ったらどれだけマイナス、2日使ったらマイナスどれだけというふうに日割りでやったほうが均衡はとれますよね。でもそこまで煩雑にする必要はもちろんないとは思いますが、このくらいの金額のことであえてここまでやる必要が本当にあったのかどうかというところが、まず私は疑問に思わざるを得ないところであります。

昨年、部長は状況を見ながらいろいろ考えてはいきたいというような答弁があったと思っておりますけれども、この23年と比べて24年度、25年度、その状況を比べて、今どのようなお気持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

あとの産業建設部の関係は、それぞれの項目について、さらに前進できるように進めていってほしいと思っておりますし、道の駅については、いろいろ検討を要請しているということですので、さらに話し合いを進めていってほしいというふうに思っています。

次に、新しく林政部の関係で1点お伺いしますのは、東外山のふれあい広場の滑り台の撤去が25年度ありましたけれども、これは結構なんですけれども、改めて見てまいりまして、このふれあい広場の利用はどうなんだろう、あるいは今の現状の建物もほとんど使われていないものもありますけれども、これから一体どうしていくつもりなんだろうということを改めて感じてまいりましたので、管理については基本的に地元で管理を今してもらっているというふうに思いますが、この広場自体を今後どういうふうに考えていくか。存在している以上、どういうふうに活用を図っていくか、そのあたりについて見解をお伺いしたいと思います。

次には、市民環境部の関係で2点、38ページに自動車騒音対策というのがございますけれども、自動車の騒音ももちろんありますけれども、同時にというかそれ以上に、特に夏場、今でもそうなんですけれども、オートバイによる騒音というのが非常に激しいというのが現実です。そうした中で、住民が警察に電話しても、なかなか対応してくれないというような不満も聞かれます。市として、いわゆる暴走族、あるいはそれに類するようなオートバイによる騒音に対する状況把握はされているのかどうか、またはそれに対する対策について考えておられるのかどうか、お伺いしたいと

思います。

市民環境部のもう1点は、今度は決算の資料の19ページであります。国民健康保険特別会計繰出金について、事業目的等について、このように書いてあります。近年における高齢化の進展や社会経済状況の変化により、高齢者や低所得者の加入率が高まるなど、構造的な問題を抱えています。このような状況の中で、一般会計から繰り出すというふうに書いてありますけれども、この繰り出しについては法定繰り出しですので、こういう構造的な問題を解決するために繰り出しているわけではないというふうに思っていますが、だから、ここで指摘されている構造的な問題、特に繰り返しますが、高齢者の加入、低所得者の加入率が高まる、そうした中で構造的な問題についてどう対応しようかとされているのか、お伺いしたいと思います。

それと教育委員会、教育長にお伺いしたいと思います。この資料の中でも、小学校、あるいは中学校で学級満足度調査というのを25年度やられた。今年度も引き続きやられているんだろうというふうに思いますけれども、この満足度調査、これがきちんとうまく機能していけば、残念ながらまだまだ残っているいじめ、あるいはいじめにつながるような動きについても、事前にキャッチするなり、即対応できる、そういう状況になっていこうというふうに思いますので、この満足度調査の結果がどうだったのか、それをどう受けとめておられるのかという点についてお伺いしたいと思います。

最後になりますが、企画部の関係で、本来ならば委員ですので余り聞きたくはなかったんですけども、この2点だけ簡単にお伺いしたいと思います。

23年度に策定した行政改革大綱の中で、市民協働、連携による豊かな自治の確立という項目がございまして、その中で幾つかの項目が上げてありますが、その中で2点だけお伺いしたいと思います。1つは市民意識調査の定期的実施、これというのは、やっているのかやっていないのか。もしやっているとすれば、今後どうしていこうとされているのか。もう1点は、審議会等における女性登用の推進、この現状はどうなっているのか、その2点についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

昨年度この時期、同じような御質問をいただきまして、昨年場合は支給の差額が100万円ほどであったということございまして、今回につきましては178万2,000円ということで、若干の差が出ているというようなことございまして、この制度は改正をいたしまして、ことしで3年目ということでありまして、今後、もう少しやっぱり利用の状況等の実態を見ながら、今後の推移をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

林政部長 小野島広人君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得（小野島広人君）

東外山のふれあい広場の今後の利用についてでございますが、この東外山ふれあい広場については、旧本巢町時代の平成3年度、平成4年度にかけ、林業山村活性化林業構造改善事業の地域指定を受けまして、地域の方々の健康増進と触れ合いを図ることを目的に整備された施設でございます。整備後は、外山地域の住民の方が中心に多くの方が利用されておりましたが、平成7年度をピークに利用者が減少しまして、昨年度の利用実績は使用日数50日、利用者777人で行いました。また、農林産物販売施設については、整備後に数回開催されましたが、それ以後は道の駅織部の里もとすことができましたこともあり、現在は利用されておられません。

市としましては、地域の方々の利用状況が今後もこのような状況で続けば、現行の土地の賃貸借契約の満了を迎えます平成30年度をもって施設の廃止に向けて検討していくことを考えております。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

事業報告書の38ページでございます。

自動車騒音の常時監視に係る騒音調査及び点検評価業務の件について、お答えをさせていただきます。

この業務につきましては、平成24年4月より、地域主権一括法に伴い平成24年度より岐阜県より委譲された事業でございます。騒音規制法の規定に基づきまして、市内の主要道路における自動車騒音状況の常時監視を行っているものでございます。環境省のマニュアルでございますと、この自動車という定義でございますが、道路運送車両法に基づく普通自動車及び小型自動車、軽自動車、原動機付自転車ということで定義されておまして、オートバイもこれに当てはまるものでございます。

常時監視の内容でございますが、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握いたしまして、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して、地域がさらされる年間を通じた平均的な状況について、継続的に把握することを指しております。報告結果については、環境省へ報告をいたしまして、評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の道路環境への各種施策への反映を図る資料となるものでございます。

評価方法につきましては、評価区間内の代表する1つの地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて幹線道路に面した地域にある全ての住居、道路際からの距離減衰や、建物の減衰による量を差し引きまして、等価騒音レベルの推計を行うものでございます。

本巢市におきましては、平成24年度は一般国道157号線、平成25年度は一般国道303号線で監視を行いました。評価の結果としましては、いずれも昼・夜とも基準値以下という状況でございます。

なお、議員お尋ねのオートバイのみの騒音をはかるということではできませんので、全体の調査ということでさせていただきます。

また、状況の把握ということでございますが、オートバイのみの状況については把握をしております。

ません。

続きまして、2点目でございます。

歳入歳出決算説明資料の19ページでございます。

国民健康保険特別会計の事業勘定への繰出金でございます。

議員御指摘の構造的な問題という点でございますが、国保につきましては社会保険に加入している方を除いた全ての市民の受け皿といたしまして、その役割を果たしているわけでございます。ただ、近年、年金生活者を初めとする無職者や非正規の被保険者が多く加入をしているものでございます。このため、構造的にやはり所得の低い方が加入をされるということでございます。また、年齢構成が高く、当然医療費水準も高いということ、また今申し上げましたように、所得水準が低いということと、あるいは一般会計からの繰入金の関係も発生することなど、やはり構造的な問題があるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○議長（若原敏郎君）

教育長 白木裕治君。

#### ○教育長（白木裕治君）

それでは、決算説明資料でございますが、99ページ、108ページの学級満足度調査事業についてお答えをさせていただきたいと思っております。

この学級満足度調査でございますけれども、いじめ問題に対応いたしまして、安心・安全な学校づくりを実現するために、平成25年度、昨年度より導入をさせていただいたものでございます。この満足度調査でございますけれども、学校におきまして学校の職員が子どもたちの集団の中での人間関係のゆがみ、それから子ども一人一人の悩み、これを早期に発見いたしまして、教育相談や個別指導、こういうことに生かして、安心・安全な学級づくり、さらには学校づくりに努めさせていただいているところでございます。

その効果ということでございますけれども、導入したばかりで今後も見きわめていかなければならないと思っておりますけれども、数値としては把握してございまして、導入前の24年度のいじめの発生件数と比較をいたしますと、小学校で64件から26件と6割の減少をしているところでございますし、中学校で29件から17件、4割の減少、こういう成果を現在のところは確認しているところでございます。

ただし、先生おっしゃられましたように、こういうものを導入したからといっていじめがゼロになるということは考えておりません。本巣市におきましては、学校だけではなくて保護者の方々、そして地域の方々にもチェックリスト、そして通報いただく、こういう体制をとって、全ての子どもたちを取り巻く大人、こういうところが子どもたちを見守る中で、子どもたちに問題が発生したとすれば、そのことをもとにしながら社会性を育成させていく、集団の中でやってはいけないことは何なのか、そして思いやりとかそういう気持ちを育む、こういうことが大事だというふうに思っておりますので、そういう指導に努めさせていただこうと思っておりますが、満足度調査につきましては、そういうような効果、そして教員のアンテナ、こういうものを張ることにつきましても大

きな効果を示しているというふうに思っておりますので、来年度も引き続きお願いをしたいというふうにお問い合わせ申し上げまして、私のほうの答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

行財政改革大綱実施計画に対する取り組みのまず1点目でございますが、市民意識調査の実施につきましての御質問でございます。

今年度、総合計画の策定に向けた市民アンケートを実施する予定でございますが、今年度につきましては市民の皆さん方の意見をこれにかえて調査をさせていただくという予定でございますが、今後につきましても市民の皆様様の意向をできる限り把握をしていく手法でありますとか方法など、今後さらに検討を進めていきたいなというふうに思っております。

それから2点目の委員への女性の登用につきまして、本年4月現在の女性の登用率でございますが、26.2%という状況でございます。年々上昇傾向ではございますが、今後さらなる登用を推進していくということで、庁内だけではなく各種団体の役員構成等々も踏まえて、市民の皆さん方より一層の男女共同参画意識を高めていくといったことから、ひいては委員の登用率の上昇ということにつながってくるんだろうということを思っておりますので、そういった観点からも市民意識の高揚にしっかり努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、市民環境部長に改めてお伺いしますが、自動車騒音対策について、どういう経過でやられたということはわかりますけれども、その中で先ほど申し上げたように、現実に暴走族、オートバイによる騒音に相当悩まされているというのは現実で恐らく御存じだろうと思うんですね。それがどのぐらいの範囲で、じゃあどういう有効な手だてがあるのか、それは一市民ではなかなか正直言って対応できるような問題ではないですね。だから行政として、やっぱり警察との話し合いをし、あるいは連携しながら、さらに要請する、そういった行政としての働きかけの中で対応を考えないといけない、もう何ともならない。今本当に正直言って夜中でも相当な騒音をまき散らしながら走り回っていますね。だから、そういったやっぱり市民の安心・安全という点から考えてみても、状況を把握しながらやっぱり必要な手だてを講じていくことが求められているんじゃないかというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

それと、国保の繰出金のことについては、構造的な問題があるというふうに言われれば、じゃあ、その構造的な問題を市として解決するためにどうするのか、このことについてもあわせて考えていく必要があると思うんですね。一般質問でも申しましたし、これまでの何回か申し上げておりますけれども、低所得者が多く加入する国保だという現実をきちんと把握した上で考えてみれば、じゃ

あ一般会計として何ができるのか。国保の会計の中で何ができるのか、そういうことをきちんと考えていく必要があると思うんです。そういう点で、構造的な問題と言っている、じゃあどうするつもりなのかということをお伺いしたかったわけでありましてけれども、なかなかそれに対する答えがございませんが、改めて見解をお伺いしたいというふうに思っています。

最後に、これは質問ではありませんけれども、誰に言ったらいいのかわかりませんので、とりあえず副市長宛てにしゃべりますけれども、事業報告書で幾つかいろいろ質問しましたけれども、事業報告書というのは、この構成を見ますと、この歳出のところは主な事業内容と成果と書いていますね。成果ということは、何人が参加したとかいうのももちろん成果ですけれども、先ほど質問したような、例えばこういう開発の委託をしたと。そうすると、委託をしたらその成果がどうだったかということまではなかなか載っていないんですね。だから、今後、答えは結構ですよ。事業報告書の内容をさらに充実させてほしいと、その先頭に立ってほしいということを副市長に申し上げておきます。以上です。

**○議長（若原敏郎君）**

市民環境部長 片岡俊明君。

**○市民環境部長（片岡俊明君）**

まず1点目の件でございますが、オートバイの騒音につきましては、市民の方々の大変悩みの種だということは以前より承知をしておるところでございますので、他市町等の状況を一応研究させていただいて、あるいは関係部局と一応協議をいたしまして、調査等の対策をとっていきたいと考えております。

2点目でございますが、国保の構造的な問題という点でございますが、やはり議員が今御指摘をいただいておりますとおり、保険料の負担が重いという部分がやはり加入者の問題が発生をしておるところでございます。この点につきましても、来年の税率改正等を予定しておるところでございますので、この中で検討していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（若原敏郎君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

この間、幾つか指摘をしましたし、また当初予算のときにもいろいろと申し上げましたので、簡単に特に特徴的なことだけ申し上げますと、例えば寝たきり老人の介護者慰労金、これについては先ほども申し上げましたように、24年度突如制限をするということで出されてまいりました。この

ことについて、昨年、繰り返しますけれども、100万円ぐらいの差でしかない。ならば、あえてやる必要はなかったのではないか。あるいはどうしてもやるのであれば、やり方がもっとあったのではないかということ去年も申し上げましたし、今回の状況を見ても改めて私は思っています。そういった点についての、一度決めたことであっても、必要に応じてやっぱり是正をしていくという姿勢が私は欲しいというふうに思っています。

最後もう1つ、国保の繰出金のことについても、従来から国保というのは相互扶助だというふう勝手に言われておりましたけれども、法律上は決して相互扶助とはなっていません。社会保障というふうになっています。社会保障ということであれば、国保会計の中でなかなか対応がしにくいということであれば、一般会計も含めて考えていくというのが筋だろうと。そこで、この構造的な問題があると、そういう中で一般会計から繰り出しているんだというふうに言われるのであれば、そうした国保の運営上の問題だけではなくて、被保険者の負担の軽減、そういったことも含めてやっぱり考えていくべき課題だろうというふうに思っています。

だから、そういった点で残念ながらなかなか方向性が見出されないと、あるいは一度決めたことはなかなか変えようとならないというあしき官僚的な発想があるんでないかと思わざるを得ないような部分もございます。いろいろ前進面もありながらも、そうした面がまだまだ残念ながら多分に見られるという状況の中で、本決算については反対をせざるを得ないというふうに考えています。以上です。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

**○17番（大西徳三郎君）**

それでは、賛成討論をいたします。

歳入総額165億余、歳出総額154億余りということで、このような大きな数字の中で、細部にわたって全てよしというわけにはいかないのかもわかりません。しかしながら、初日の代表監査委員の監査報告書、また監査委員の意見を聞いておりましたが、しっかり監査をしていただいておりますことも我々にはわかりますし、しっかり執行されておると、そのように判断をいたします。

そのようなことから含めて、この25年度の一般会計につきまして、賛成をいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。



[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休憩をいたします。11時10分から再開をしますので、自席へお戻りください。

午前10時52分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

---

日程第13 認定第2号及び日程第14 認定第3号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第13、認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について及び日程第14、認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第2号及び認定第3号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

本案についての委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

続きまして、認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について報告いたします。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、報告させていただきます。

○議長（若原敏郎君）

認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の国民健康保険の都道府県一本化というのが模索されています。けれども、国民健康保険が例えば岐阜県で一本化されると一体どうなっていくだろうかということを示す一つの例が後期高齢者医療の現在のあり方だというふうに思っています。住民の声がなかなか届かない、議会の声も届かない、そうしたところでどんどんいろいろなことが決められていくというのが、現在の後期高齢者医療の広域連合のあり方だというふうに思わざるを得ません。

そうした後期高齢者医療制度そのものには幾つかの欠陥があり、25年度にも一部特定世帯についての改正がなされるというようなことで、まだまだ欠陥を持つ制度であり、本来であればやっぱり国がきちんと責任を持った制度に構築し直すべきだというふうに私は考えております。そういったことも踏まえ、この決算認定については反対をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、後期高齢者医療につきましては、数年かかってもう既に国民の間にも定着し、安定してきた制度かなと思っています。今、国保の問題も言われましたけど、やっぱり分母を大きくしてやっていくしか、これからはないのかなと思っていますし、そのようなことから考えれば、いたし方ないというか、そのように思っています。よって、賛成といたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第3号 平成25年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

---

**日程第15 認定第4号から日程第18 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（若原敏郎君）**

日程第15、認定第4号 平成25年度本巣市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第18、認定第7号 平成25年度本巣市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第4号から認定第7号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

**○産業建設委員会委員長（中村重光君）**

では、御報告を申し上げます。

認定第4号 平成25年度本巣市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第5号 平成25年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

補足説明の後、質疑に入りましたが、委員からの加入促進についての質問には、管理組合を通じて加入促進をお願いしているとの説明があり、加入率の低い地域を中心に加入促進を進めるよう要望がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第6号 平成25年度本巣市公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査の経過と結果に

ついて御報告を申し上げます。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

補足説明の後、質疑を行いました。委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

認定第4号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第4号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

---

## 日程第19 報告第10号（上程・報告）

### ○議長（若原敏郎君）

日程第19、報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加されました追加議案の提案説明を申し上げたいと思います。

報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

平成26年6月2日に本巣市上真桑地内において発生した公用車の事故について、平成26年9月16日に損害賠償金を14万4,756円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、後ほど総務部長から説明を申し上げます。

### ○議長（若原敏郎君）

報告第10号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

### ○総務部長（神谷義幸君）

それでは、報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

まず、相手方でございますが、三重県四日市市柳町に在住の高田陸矢氏でございます。

事故の概要でございますが、先ほど市長からお話もございましたように、平成26年6月2日午後0時55分ごろでございますが、学校教育課日々雇用職員が公用車を運転し、本巣市上真桑地内の信号のない交差点を直進した際に、左方から走行してきました相手車両と衝突したという事故でございます。損害賠償の金額といたしまして14万4,756円。この賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

### ○議長（若原敏郎君）

報告第10号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）は、以上で報告を終わります。

---

## 日程第20 議案第49号（上程・質疑・討論・採決）

### ○議長（若原敏郎君）

日程第20、議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、追加提案の説明を申し上げたいと思います。

議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

平成26年6月9日に本巢市文殊地内において発生いたしました通行車両の損傷事故について、相手方と示談の協議が調ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定め、和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、後ほど産業建設部長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

**○議長（若原敏郎君）**

議案第49号についての補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

それでは、事故の概要について御説明をさせていただきます。

平成26年6月9日午後4時50分ごろ、本巢市文殊地内の市道本巢1095号線を北進中に道路側溝上を通過した際、グレーチングがはね上がり、走行中の相手方の普通自動車の助手席側下部並びに電動ステップが破損したものでございます。

なお、事故車両は、老人福祉施設大和園が修理車両の代車として、相手方日立キャピタルオートリース株式会社バンエリートファクトリ岐阜事業所よりレンタルしていたものでございます。

事故の原因でございますが、市道本巢1095号線の道路側溝アゴ部分が通行車両の荷重により破損し、グレーチングが不安定な状態となっていたところに、今回の事故車両が通過し、グレーチングがはね上がり、助手席側下部並びに電動ステップが破損したものでございます。

損害賠償金額は34万1,570円でございますが、そのうち2万円は契約中のレンタカーが利用者の事故等によりレンタカーとして使用できないことへの修理期間中の休業補償費でございます。全国町村会総合賠償補償保険にて対応できないことから、市費にて対応するものでございます。

相手方と示談の協議が調ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定め、和解しましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

**○議長（若原敏郎君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

**○3番（鏑本規之君）**

今の説明で、少しわかりにくいところがありますので、改めてお聞きをしますけれども、助手席の

方向が破損したということになると、自分の車が走っていて、その自分の車の重みではめてあるものがはね返って助手席に当たったというふうでいいのかな。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

対向車がございまして、道路の横へちょっと寄った、側溝の上に乗ったときに、グレーチングの下のかげの部分がちょっと破損しておりまして、車両が乗ってはね上がった中で、その下側、車の底部のところにステップがありまして、その部分に当たって破損したということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

そういうことになると、交通事故云々という、相手方がいるということじゃなくして、道路の整備不足というふうに解釈してよろしいのかな。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

その市道で側溝に不備があったというのは事実でございます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決することに決定しました。



---

## 日程第21 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（若原敏郎君）

日程第21、発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題といたします。

発議第5号については、提出者に説明を求めます。

17番 大西徳三郎君。

### ○17番（大西徳三郎君）

一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会というところから陳情書が出ました。所管が文教福祉委員会という判断で委員のもとで発議をしたいと思います。

発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書について。

「手話言語法」制定を求める意見書について、別紙のとおり発案する。平成26年9月26日提出。

提出者、本巣市議会議員 大西徳三郎、私でございます。賛成者として、同じく議員の後藤壽太郎議員、瀬川治男議員の賛成者のもと、発議をしたいと思います。

説明を意見書（案）を朗読することによって説明としたいと思います。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、また、フィンランドの憲法を初め、憲法や法律において手話を言語である旨を規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月26日、岐阜県本巣市議会議長。

それぞれ衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、文部科学大臣様であります。以上であります。

慎重に審議していただきまして、賛成賜るようよろしくお願いします。

### ○議長（若原敏郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

何ら反対するわけではありませんけれども、手話というのは、私の記憶が少し違っておればあれですけれども、地方の方言と一緒に日本国全部共通じゃないというふうに思っております。また、国際の中でも全てが一緒ではないというふうに解釈をしているわけです。その中において、法でそういうものを定めていただいて、早い話が標準語というような形で定めていただく。また、国際語という形で定めていただければ幸いかなという思いがしております。私の近くにも手話でお話をされる方が見えますけれども、それぞれによって少しずつ違うんですよというふうに聞いた覚えがありますので、その点については、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞きをいたします。

○議長（若原敏郎君）

提出者。

○17番（大西徳三郎君）

正直言いまして、手話についてそこまで深く研究はしておりません。しかし、いずれにいたしましても先ほど意見書の案で申し上げましたとおり、このような法整備をしていただいて、ほとんど日本全国共通というふうになっていくのではないかなと、そのように思っております。そんなことも期待しておるといことで、答弁とします。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第5号「手話言語法」制定を求める意見書については、原案

のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第22 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（若原敏郎君）

日程第22、発議第6号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書についてを議題といたします。

発議第6号について、提出者に説明を求めます。

5番 船渡洋子君。

### ○5番（船渡洋子君）

発議第6号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について、臼井悦子議員、黒田芳弘議員の賛同を得て提出をいたしました。

軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書について、別紙のとおり発案をいたします。

意見書の案を朗読することによって説明とさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病です。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、においや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など、複雑かつ多様です。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人からさまざまな自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいとため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状です。さらに、本人や家族、周囲の人たちにも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところです。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記1. 軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、国民を初め、教育機関等に対し、広く周知を図ること。2. 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。岐阜県本巣市議会議長。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、文部科学大臣様、厚生労働大臣様。

よろしく御審議の上、賛同くださるようお願いいたしまして、提案の説明を終わります。

○議長（若原敏郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

また、これも反対することではないんですけれども、私の思いの中で少しお聞きをしたいことがありますので、よろしくお願いをいたします。

私も皆さん承知のとおり、私と私の妻、脳の手術をした経験があります。そのときにおいて、何ら外傷も何もない。にもかかわらず、脳が興奮をするということで、いろんな自覚症状が出た覚えがあります。今回のこの提案の中にもスポーツ等といわれることで、サッカー等でヘディングをしたときによって起こるということもあり得るわけなんです。ですから、このことに関して、一番最後に医学的見地に基づききちんとやることと書いてありますけれども、そういうふうにしてもらえれば、非常にありがたいなという思いはしております。

けれども、このところをきちんとしないことによって、労災認定、過去において炭鉱の中で失業問題等々の中で、自分の指をみずから切って、労災という形でやった経緯もあります。それが本当に自分の中で障害として出ているのか、出ていないのかということ、今の説明の中ではMR Iとかいろいろなもので調べてもよくわからない。わからないけれども、自覚症状があるから労災として認定をせよということになれば、悪意を持って物事と利用しようとするときに、非常に利用しやすいものであろうという思いがしておりますので、そういうところも含めて、もう一度検討するわけではないけれども、医学的見地というものに対して、深く理解を求めて、徹底的にやるようにしていただければ幸いかと思っております。要望です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第6号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

議事の都合により、暫時休憩をします。

午前11時50分 休憩

---

午後1時01分 再開

**○議長（若原敏郎君）**

本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中、議長の辞職願を副議長に提出いたしました。これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することにし、副議長と交代いたします。

[議長退場]

[副議長 議長席に着席]

**○副議長（安藤重夫君）**

ただいま若原議長から議長の辞職願があり、退場をされましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をよろしくお願い申し上げます。

お諮りします。ここで、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

**追加日程第1 議会議長辞職の許可について**

**○副議長（安藤重夫君）**

追加日程第1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

**○議会事務局書記（杉山昭彦君）**

辞職願を朗読します。

平成26年9月26日、本巣市議会副議長様。本巣市議会議長 若原敏郎。

辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるように願い出ます。以上です。

○副議長（安藤重夫君）

お諮りします。若原敏郎君の議長辞職を許可することに御異議がありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

3番 鏑本君。

○3番（鏑本規之君）

今般、議会をやらせてもらって、何ら問題もなかったような気もしております。また、議長として職務を全うして、素晴らしい議会運営をやらせてもらったと思っておりますし、感謝もしております。そういう中において、一身上の事情で議長を辞職ということにおいては、外という形にさせていただきますので、よろしくお計らいを願います。

○副議長（安藤重夫君）

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

若原敏郎君の議長辞職許可をすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、若原敏郎君の議会議長辞職の許可については許可することに決定をいたしました。

議会議長辞職の許可についてが終了いたしましたので、若原敏郎君の入場を許可いたします。

〔議長入場〕

若原敏郎君に申し上げます。若原敏郎君の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

若原敏郎君は、登壇をし御挨拶を願います。

○13番（若原敏郎君）

一言お礼を申し上げます。

早いもので昨年10月に議長を拝命いたし、1年がたちました。もとより微力な私を皆様の温かい御支援で見守っていただき、何とか無事に任を終えることになり、今は安堵をしております。藤原市長を初め、執行部、議会事務局、議員の皆様方には心より感謝を申し上げます。

この1年で県、東海、また全国などの議長会に参加をいたしまして、大きな市、また小さな市、それぞれ皆さんに御苦勞もあり、夢もあり、頑張ってみえることを実感いたしました。また、交流会などを通して知己を得て、親交を深めることができました。さらに本巣市も10周年記念の年ですが、また同時に合併した市の多くの記念事業などに参加をさせていただき、有意義な1年でした。本巣市の記念すべき節目の年に重責を与えていただき、本当に感謝を申し上げたいと思います。

今後は一議員としてこの1年間の貴重な経験を生かし、本巣市発展のため、また市民の生活の安全・安心の確保に向けて、さらなる努力を傾注していきたいと考えております。

終わりに皆様方の今後の御健勝と1年間の御協力に感謝を申し上げ、簡単ですが御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（安藤重夫君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

---

追加日程第2 議会議長の選挙について

○副議長（安藤重夫君）

これより追加日程第2、議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号5番 船渡洋子君と6番 白井悦子君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願い申し上げます。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、うち有効投票17票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、道下和茂君8票、黒田芳弘君9票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、黒田芳弘君が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました黒田芳弘君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

黒田芳弘君は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

#### ○新議長（黒田芳弘君）

一言御挨拶を申し上げます。

ただいまの議長選におかれましては、先輩各位、多数お見えの中、この若い私に御推挙をいただきまして、心より厚く感謝申し上げます。

この本巣市の市議会の名を汚さぬよう、決しておごることなく、この本巣市民のために活発な議論が展開される議会を目指し、一生懸命頑張っております。何分若輩者ではございます。皆様方の温かい御支援と御協力を心よりお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

#### ○副議長（安藤重夫君）

これで私の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

新議長 黒田芳弘君、議長席へお願いを申し上げます。

〔新議長 議長席に着席〕

#### ○議長（黒田芳弘君）

それでは、これより私が議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。議事の都合により、暫時休憩といたします。

午後1時21分 休憩

---

午後1時56分 再開

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は17名であり、定足数に達しております。



休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に安藤重夫君から、副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りをいたします。ここで、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

### 追加日程第3 議会副議長辞職の許可について

#### ○議長（黒田芳弘君）

追加日程第3、議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、安藤重夫君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

それでは、書記に辞職願を朗読していただきます。

#### ○議会事務局書記（杉山昭彦君）

辞職願を朗読します。

平成26年9月26日、本巢市議会議長様。本巢市議会副議長 安藤重夫。

辞職願。

今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

#### ○議長（黒田芳弘君）

お諮りいたします。安藤重夫君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

3番 鏝本規之君。

#### ○3番（鏝本規之君）

先ほどの議長の件もそうなんですけれども、副議長として、病気だというわけでもありませんし、また議会運営に対して、議長に対して補佐という形で一生懸命努力されておると思っております。その中において辞職することは何もなかろうかと思っておりますので、反対とさせていただきます。

#### ○議長（黒田芳弘君）

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

安藤重夫君の副議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、安藤重夫君の議会副議長辞職の許可については許可することに決定いたしました。

議会副議長辞職の許可については終了しましたので、安藤重夫君の入場を許可いたします。

〔副議長入場〕

安藤重夫君に申し上げます。

安藤重夫君が副議長を辞職することは、許可することに決定をしました。

安藤重夫君は登壇し、御挨拶を願います。

○9番（安藤重夫君）

一言、1年の御礼を申し上げます。

思い起こすと、去年、皆様に御支持を得まして、18票の満票というようなことで御推挙を願って、この1年力いっぱい若原議長を支えてまいりました。その間、市民の負託にどれだけ応えられるかというようなことで、議員活動を一生懸命やってきたようなつもりであります。

今後も本巢市議会がより一層活発になりますように、そして市民の負託に応えられるように一議員として努力、研さんしていく覚悟でございます。

1年どうもありがとうございました。御礼申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。ここで、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議会副議長の選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

---

追加日程第4 議会副議長の選挙について

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第4、議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票にて行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

立会人を指名いたします。

会議規則第30条の第2項の規定により、立会人に議席番号7番 高田文一君と8番 高橋勝美君を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票を願います。

[投票]

投票漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

投票漏れはなしと認めます。

投票をこれで終了いたします。

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、うち有効投票15票、無効投票2票。

有効投票中、臼井悦子君9票、江崎達己君6票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、臼井悦子君が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま副議長に当選された臼井悦子君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

臼井悦子君は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

#### ○新副議長（臼井悦子君）

ただいまは、多数の皆様方に副議長という重責を御推挙いただきましたことを厚く感謝申し上げます。

前副議長の安藤議員に倣って、今後は議長を支え、そして議会運営のますますの発展と、さらには本巣市政の繁栄に向けて誠心誠意努力いたします。皆様方の御指導と御協力をよろしく願いをいたします。

簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

#### ○議長（黒田芳弘君）

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2 時 13 分 休憩

---

午後 3 時 47 分 再開

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第23 常任委員会委員の選任について

○議長（黒田芳弘君）

日程第23、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

総務企画委員会に、鶴飼静雄君、上谷政明君、若原敏郎君、高田文一君、私黒田芳弘、江崎達己君、以上の6名を、文教福祉委員会につきましては、村瀬明義君、道下和茂君、高橋勝美君、臼井悦子君、船渡洋子君、堀部好秀君、以上の6名を、産業建設委員会には、大西徳三郎君、後藤壽太郎君、瀬川治男君、中村重光君、安藤重夫君、鏝本規之君、以上の6名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はただいま指名したとおりに選任することに決定をいたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室をお使ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 49 分 休憩

---

午後 3 時 58 分 再開

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

総務企画委員会委員長 江崎達己君、副委員長 高田文一君、文教福祉委員会委員長 高橋勝美君、副委員長 船渡洋子君、産業建設委員会委員長 中村重光君、副委員長 安藤重夫君、以上のとおりであります。

---

## 日程第24 議会運営委員会委員の選任について

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第24、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名をいたします。

大西徳三郎君、後藤壽太郎君、若原敏郎君、村瀬明義君、臼井悦子君、鏑本規之君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思ひます。

議会運営委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後3時59分 休憩

---

午後4時05分 再開

### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

議会運営委員会は、委員長 大西徳三郎君、副委員長 臼井悦子君、以上のとおりです。

お諮りいたします。先ほど休憩中、議会だより編集特別委員会委員 鵜飼静雄君、安藤重夫君、高橋勝美君、高田文一君、江崎達己君、以上5名から一身上の都合により辞職願が提出されました。

ここで議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程第5とし、議題とすることに決定をいたしました。

---

## 追加日程第5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

### ○議長（黒田芳弘君）

追加日程第5、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鵜飼静雄君、安藤重夫君、高橋勝美君、高田文一君、江崎達己君の退場を求めます。

[18番 鵜飼静雄君、9番 安藤重夫君、8番 高橋勝美君、7番 高田文一君、2番 江崎達己君 退場]

会議録署名議員である議席番号7番 高田文一君が退場されましたので、議席番号10番 道下和茂君を追加指名いたします。

お諮りいたします。議会だより編集特別委員会委員 鵜飼静雄君、安藤重夫君、高橋勝美君、高田文一君、江崎達己君、以上5名の辞任を許可することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員 鵜飼静雄君、安藤重夫君、高橋勝美君、高田文一君、江崎達己君、以上5名の辞任の許可については、許可することに決定をいたしました。

議会だより編集特別委員辞任の許可についてが終了いたしましたので、鵜飼静雄君、安藤重夫君、高橋勝美君、高田文一君、江崎達己君の入場を許可いたします。

[18番 鵜飼静雄君、9番 安藤重夫君、8番 高橋勝美君、7番 高田文一君、2番 江崎達己君 入場]

鵜飼静雄君、安藤重夫君、高橋勝美君、高田文一君、江崎達己君に申し上げます。議会だより編集特別委員会委員辞任を許可することに決定をいたしました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りをいたします。

議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

## 追加日程第6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

### ○議長（黒田芳弘君）

追加日程第6、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

鵜飼静雄君、高橋勝美君、高田文一君、白井悦子君、江崎達己君、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり

に選任をすることに決定をいたしました。

これより議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。議会だより編集特別委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後4時12分 休憩

---

午後4時18分 再開

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの出席議員は17人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定をいたしましたので、御報告をいたします。

議会だより編集特別委員会は、委員長に鵜飼静雄君、副委員長に高田文一君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。本日、監査委員 臼井悦子君より、市長に辞職願が提出され、承認されたことにより、議会選出の監査委員が欠けました。よって、お手元に配付のとおり、議案第50号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

**追加日程第7 議案第50号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（黒田芳弘君）**

追加日程第7、議案第50号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、瀬川治男君の退場を求めます。

〔14番 瀬川治男君 退場〕

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、本日追加提案をいただきました議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第50号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

本市の監査委員につきましては、議員から臼井悦子氏が選任されておりますが、臼井悦子氏から

本日付で辞職願が提出され、承認いたしましたので、新たに議員から瀬川治男氏を選任するため、地方自治法196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御議決をお願い申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本巣市監査委員に瀬川治男君を選任することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第50号 本巣市監査委員の選任について、本巣市監査委員に瀬川治男君を選任することについて同意することに決定をいたしました。

瀬川治男君の入場を許可します。

〔14番 瀬川治男君 入場〕

瀬川治男君に申し上げます。瀬川治男君が本巣市監査委員に選任されました。

---

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了をいたしました。

これをもちまして、平成26年第4回本巣市議会定例会を閉会といたします。23日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

午後4時24分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員